

理 由

生産緑地地区は、柏原市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるものである。

本案は、生産緑地法第 10 条に基づく「買取りの申出」に伴う、同法第 14 条による「行為の制限解除」がされた地区の区域変更を行うものである。